



2025年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）

2025年2月14日

上場会社名 株式会社光ハイツ・ヴェラス 上場取引所 札
 コード番号 2137 URL <http://www.varus.co.jp>
 代表者（役職名） 代表取締役社長（氏名） 森 千恵香
 問合せ先責任者（役職名） 財務経理部部長（氏名） 前田 寿徳（TEL）011-520-8668
 配当支払開始予定日 —
 決算補足説明資料作成の有無 : 無
 決算説明会開催の有無 : 無

（百万円未満切捨て）

1. 2025年3月期第3四半期の業績（2024年4月1日～2024年12月31日）

（1）経営成績（累計）

（%表示は、対前年同四半期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2025年3月期第3四半期	2,282	△0.1	△226	—	△192	—	△230	—
2024年3月期第3四半期	2,285	△0.8	19	△38.8	64	17.7	47	12.2

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
2025年3月期第3四半期	△110.11	—
2024年3月期第3四半期	22.83	—

（2）財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
2025年3月期第3四半期	7,516	3,412	45.4
2024年3月期	7,771	3,667	47.2

（参考）自己資本 2025年3月期第3四半期 3,412百万円 2024年3月期 3,667百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
2024年3月期	—	0.00	—	12.00	12.00
2025年3月期	—	0.00	—	—	—
2025年3月期(予想)	—	—	—	—	—

（注）直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

3. 2025年3月期の業績予想（2024年4月1日～2025年3月31日）

（%表示は、対前期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	3,060	1.1	△300	—	△270	—	△310	—	△148.38

（注）直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 有

※ 注記事項

- (1) 四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 無
- (2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示
- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無
 - ② ①以外の会計方針の変更 : 無
 - ③ 会計上の見積りの変更 : 無
 - ④ 修正再表示 : 無

(3) 発行済株式数（普通株式）

① 期末発行済株式数（自己株式を含む）	2025年3月期3Q	2,089,200株	2024年3月期	2,089,200株
② 期末自己株式数	2025年3月期3Q	一株	2024年3月期	一株
③ 期中平均株式数（四半期累計）	2025年3月期3Q	2,089,200株	2024年3月期3Q	2,089,200株

※ 添付される四半期財務諸表に対する公認会計士又は監査 : 有（義務）
法人によるレビュー

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項
（将来に関する記述等についてのご注意）

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用にあたっての注意事項等については、添付資料P. 2「1. 当四半期決算に関する定性的情報（3）業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	2
(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明	2
2. 四半期財務諸表及び主な注記	3
(1) 四半期貸借対照表	3
(2) 四半期損益計算書	5
第3四半期累計期間	5
(3) 四半期財務諸表に関する注記事項	6
(継続企業の前提に関する注記)	6
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	6
(セグメント情報等の注記)	6
(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)	6
独立監査法人の四半期財務諸表に対する期中レビュー報告書	7

1. 当四半期決算に関する定性的情報

(1) 経営成績に関する説明

当第3四半期における経済は、米国の政策動向や長期化するロシア・ウクライナ情勢、中東情勢の混乱といった地政学リスク等の景気の下振れリスクにより、先行きは依然として不透明な状況が続いております。国内における経済については、緩やかな回復基調にあるものの世界的なインフレの影響で国内の物価、人件費とも上昇しており、景気の先行きは依然として不透明な状況であります。

介護業界におきましては、高齢者人口の増加により、介護サービスに対する需要拡大がますます高まる一方、全国的な人件費上昇と介護職の人材不足が原因で、人材の確保・育成が引き続き課題となっているなど、当業界を取り巻く環境は厳しさを増しております。

当社有料老人ホーム事業については、社会貢献の一環として施設周辺地域住民に対して、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを目的として認知症カフェ（オレンジカフェ）を5施設で定期的で開催し、施設見学を含めて地域に開放するとともに、会社の認知度のアップと併せて入居者募集広報としても活用できております。また、2024年6月より運営が開始しました北海道ボールパークFビレッジ内におけるサービス付高齢者賃貸住宅「マスターズヴェラス北海道ボールパーク」については、北海道内外のお客様に対して積極的な情報発信を行いながら入居促進を実施しておりますが、大型施設につき、満室になるまで日時を要すると予想されます。

新規顧客獲得については、引き続き営業活動を継続しております。見学会や相談会等を行い、入居後につきましてもご入居者のニーズに応じた住み替えなどのきめ細やかな対応を行いました。結果、マスターズヴェラス北海道ボールパークを除く施設平均入居率は約80.6%となりました。

以上の結果、当第3四半期における売上高は2,282百万円（前年同期比0.1%減）、営業損失226百万円（前年同期は19百万円の営業利益）、経常損失192百万円（前年同期は64百万円の経常利益）、四半期純損失230百万円（前年同期は47百万円の四半期純利益）となりました。なお、営業損失、経常損失、四半期純損失の主な要因としましては、物価高騰による諸費用の増加、営繕費の増加、マスターズヴェラス北海道ボールパークの固定費である賃料の発生によるものです。

(2) 財政状態に関する説明

(資産)

当第3四半期会計期間末における流動資産は6,210百万円となり、前事業年度末に比べ265百万円減少いたしました。これは主に現金及び預金の減少によるものであります。固定資産は1,305百万円となり、前事業年度末に比べ9百万円増加いたしました。これは主に有形固定資産のリース資産取得によるものであります。

この結果、総資産は、7,516百万円となり、前事業年度末に比べ255百万円減少いたしました。

(負債)

当第3四半期会計期間末における流動負債は1,023百万円となり、前事業年度末に比べ43百万円増加いたしました。これは主にその他（未払金）の増加によるものであります。固定負債は3,079百万円となり、前事業年度末に比べ44百万円減少いたしました。これは主に長期入居金預り金の減少によるものであります。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産合計は3,412百万円となり、前事業年度末に比べ255百万円減少いたしました。これは主に四半期純損失230百万円、繰越利益剰余金の配当25百万円により繰越利益剰余金が255百万円減少したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は45.4%（前事業年度末は47.2%）となりました。

(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明

2025年3月期の通期業績予想につきましては、第3四半期累計期間の業績及び今後の見通しを踏まえ、2024年5月15日に公表いたしました予想を修正しております。詳細につきましては、本日（2025年2月14日）公表の「2025年3月期業績予想の修正に関するお知らせ」をご覧ください。

2. 四半期財務諸表及び主な注記

(1) 四半期貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2024年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,965,386	5,631,372
営業未収入金	380,014	419,665
商品	2,568	2,690
その他	127,086	156,275
流動資産合計	6,475,056	6,210,004
固定資産		
有形固定資産		
リース資産 (純額)	253,454	299,149
その他 (純額)	241,986	232,123
有形固定資産合計	495,440	531,273
無形固定資産		
リース資産	11,061	4,740
その他	7,993	7,698
無形固定資産合計	19,055	12,438
投資その他の資産		
その他	786,562	766,405
貸倒引当金	△4,117	△4,117
投資その他の資産合計	782,444	762,287
固定資産合計	1,296,940	1,305,999
資産合計	7,771,996	7,516,004

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2024年12月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	100,000	100,000
1年内返済予定の長期借入金	1,500	1,500
未払法人税等	16,680	4,843
入居金預り金	454,561	456,571
介護料預り金	44,326	46,124
賞与引当金	15,798	9,580
その他	347,551	405,278
流動負債合計	980,417	1,023,898
固定負債		
長期借入金	6,750	5,625
長期入居金預り金	2,363,042	2,270,451
長期介護料預り金	231,212	228,337
退職給付引当金	41,503	47,913
役員退職慰労引当金	52,201	54,163
その他	429,068	472,916
固定負債合計	3,123,778	3,079,408
負債合計	4,104,196	4,103,307
純資産の部		
株主資本		
資本金	686,296	686,296
資本剰余金	566,296	566,296
資本準備金	566,296	566,296
利益剰余金	2,415,206	2,160,103
利益準備金	3,855	3,855
その他利益剰余金		
別途積立金	384,000	384,000
繰越利益剰余金	2,027,351	1,772,248
株主資本合計	3,667,800	3,412,696
純資産合計	3,667,800	3,412,696
負債純資産合計	7,771,996	7,516,004

(2) 四半期損益計算書

第3四半期累計期間

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)
売上高	2,285,651	2,282,991
売上原価	2,037,458	2,277,739
売上総利益	248,192	5,252
販売費及び一般管理費	229,168	231,764
営業利益又は営業損失(△)	19,024	△226,512
営業外収益		
受取利息	6,559	34,737
受取配当金	12	12
受取手数料	3,149	2,758
受取賃貸料	10,512	12,240
寄付金収入	-	12,531
助成金収入	40,819	690
その他	3,381	4,465
営業外収益合計	64,434	67,435
営業外費用		
支払利息	17,399	17,383
長期前払費用償却	661	1,068
為替差損	-	14,393
その他	750	751
営業外費用合計	18,811	33,596
経常利益又は経常損失(△)	64,647	△192,673
特別利益		
固定資産売却益	60	-
特別利益合計	60	-
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失(△)	64,707	△192,673
法人税、住民税及び事業税	7,871	10,859
法人税等調整額	9,134	26,500
法人税等合計	17,006	37,359
四半期純利益又は四半期純損失(△)	47,701	△230,032

(3) 四半期財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(セグメント情報等の注記)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、介護事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)
減価償却費	46,803千円	56,263千円

独立監査法人の四半期財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年2月14日

株式会社光ハイツ・ヴェラス
取締役会 御中

監査法人 銀河

北海道事務所

代表社員
業務執行社員

公認会計士 李 大 充

業務執行社員

公認会計士 弓 立 恵 亮

監査人の結論

当監査法人は、四半期決算短信の「添付資料」に掲げられている株式会社光ハイツ・ヴェラスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第39期事業年度の第3四半期会計期間（2024年10月1日から2024年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2024年4月1日から2024年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、証券会員制法人札幌証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、証券会員制法人札幌証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して四半期財務諸表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、証券会員制法人札幌証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、証券会員制法人札幌証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、証券会員制法人札幌証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上